

緊急事態宣言の期間延長に伴う家庭での保育の協力期間中の利用確認について

この度の緊急事態宣言の延長を受けて長岡市においても、できる限り家庭での保育にご協力をお願いする期間についても延長することとなりました。保護者の皆さまには引き続きご負担をおかけしますが、子どもたちを感染のリスクから守るため、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、受け入れ態勢の整備をさせていただきたいと存じますので、お手順をおかけいたしますが、保育を利用される方は下記の保育利用調書の記入と提出をお願い致します。

なお、当該期間中の給食費について、事前に食材の発注を行っている都合上、4月分は通常通り徴収いたします。5月分も発注済みのため、原則として出席・欠席にかかわらず徴収いたしますが、ほぼ家庭保育をしていた方には、別途ご連絡いたします。(協力期間を変更する場合がありますので期間終了後の判断となります)

記

- 保護者の勤務等のご家庭については、引き続き園をご利用いただけます。
- 体調不良がみられる際は、登園を控えていただくようお願いいたします。
- 利用される方はこれまで通り、「けんこうチェックカード」の記入と提出をお願いします。
- 協力期間中の土曜保育を希望される方は、従来通り園長まで直接お申し込みください。
- 利用調書の記入方法は前回と同様です。家庭保育の日は「○」、園保育利用は「利用時間」を記入ください。

【保護者控え用】

	11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	18(月)	19(火)	20(水)
家庭保育								
園保育	○	○	○	○	○	○	○	○
	21(木)	22(金)	25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)	
家庭保育								
園保育	○	○	○	○	○	○	○	

.....きりとり.....

【園提出用】

家庭での保育の協力期間中の保育利用調書

	クラス	なまえ					※きょうだい一緒にご記入ください		
	11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	18(月)	19(火)	20(水)	
家庭保育									
園保育	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21(木)	22(金)	25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)		
家庭保育									
園保育	○	○	○	○	○	○	○		

※園保育利用の初日までに随時、職員室までご提出ください。